

平成31年第3回

荒川区教育委員会定例会

平成31年2月8日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成31年荒川区教育委員会第3回定例会

- | | | |
|--------|--|--|
| 1 日 時 | 平成31年2月8日 | 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
小 林 敦 子
坂 田 一 郎
高 野 照 夫
小 池 寛 治 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
教育施設課長
学 務 課 長
指 導 室 長
生涯学習課長
ゆいの森課長
地域図書館課長
書 記
書 記
書 記
書 記 | 阿 部 忠 資
山 形 実
平 野 興 一
小 堀 明 美
瀬 下 清
浦 田 寛 士
小 林 弘 幸
成 瀬 慶 亮
佐々木 希久子
小 川 綾 一
早 坂 利 春
宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

議案第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 8 条に基づく内申について

議案第 5 号 平成 3 0 年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について

(2) 報告事項

ア 伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について

イ 荒川ふるさと文化館における「天皇陛下の在位 3 0 年記念式典日」の観覧無料化について

ウ 平成 3 1 年度の大型連休に伴う、図書館、荒川ふるさと文化館開館日について

(3) その他

教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会平成31年第3回定例会を開催いたします。

まず初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、4名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、高野委員、小池委員、御兩名にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

11月9日開催の第21回定例会と11月22日開催の第22回定例会の議事録を机上に配付させていただいております。次回の定例会で承認についてお諮りいたしたいと考えております。次回までに御確認いただきまして、お気づきの点等につきまして、事務局まで御連絡をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

では、本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

本日は、審議事項2件、そして報告事項3件となっております。

まず初めに、議案第4号の審議となりますけれども、議案第4号につきましては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく内申について」は、人事の案件です。そのため、初めに議案第4号につきましては会議を非公開とさせていただき、審議をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第4号についての会議は非公開とし、人事案件の審議を行います。事務局側説明者を除き、退出をお願いいたします。

<事務局退出>

<事務局入室>

教育長 続きまして議案第5号「平成30年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」を議題といたします。

浦田生涯学習課長、説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、登録文化財の登録、指定文化財の指定につきまして提案させていただきます。

登録文化財につきましては、文化財保護条例第4条、指定文化財につきましては文化財保護条例第6条の規定により、それぞれの手続を行うためでございます。

背景といたしましては、昨年5月に文化財保護審議会に諮問をし、答申を得たこの次の案件につきまして御説明申し上げます。資料の構成といたしましては、この表紙が1枚、それから登録文化財、指定文化財とすべきものについての資料の方は下の方にページを振ってございますけれども、片面で全部で8ページにわたる資料でございます。

それでは、表紙の内容の1、登録文化財とすべきものにつきましては3点ございます。名

称、荒川遊園煉瓦塀、種別は有形文化財の建造物です。所有者と所在地につきましては記載のとおりでございます。続きまして、同じく有形文化財歴史資料、経王寺法華経御鬮関連資料、所有者、所在地等につきましては記載のとおりでございます。最後に、無形文化財、工芸技術、鍛金、長澤利久、所在地につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、指定文化財でございます。2点でございます。種別、有形文化財の古文書として、本行寺文書、所有者・所在地等につきましては記載のとおりでございます。無形文化財、工芸技術におきましては、鍛金、桶谷輝明でございます。所在地につきましては記載のとおりでございます。

これら申し上げましたそれぞれの文化財につきましては、館長の野尻より1ページから順に御説明を申し上げます。

ふるさと文化館長 それでは、荒川ふるさと文化館館長、野尻が御説明させていただきます。御手元の資料1番、それから、後ろに写真資料6ページから8ページにわたって写真がございますので、併せて御覧いただければと思います。

それでは、第1番の有形文化財建造物、荒川遊園煉瓦塀ですが、大正11年に広岡幾次郎が尾久に開業した荒川遊園の境界につくられた煉瓦塀の一部でございます。対象となる範囲は南端の門柱及び北側へ伸びる塀で構成されております。つまり、現在の保育園の建てかえに臨んでおります小台橋保育園の西側の塀の部分を保存することになっております。こちらの煉瓦塀につきましては、尾久地域において荒川遊園開園当時から近代的な景観をとどめる遺構として歴史的価値が高く貴重であり、保存の必要があるという答申が得られております。

続きまして、次のページでございます。有形文化財、歴史資料、経王寺法華経御鬮関連資料でございます。西日暮里三丁目の経王寺御所蔵の資料でございます。写真につきましては6ページでございます。

経王寺に伝存する御鬮に関係する道具一式でございます。この御鬮筆筒の中に御鬮ですとか道具類が入っております。御鬮は28種2,296点、御鬮箱1点、御鬮竹28点、御鬮筆筒1点、法華宗御鬮絵抄1点からなります。残念ながら御鬮の版木は現存しておりません。現在、この御鬮は配布しておりませんが、日暮里・谷中地域の習俗や信仰、寺院の布教の一端を知る上で貴重なものであるとして答申を得ております。

続きまして、同じく登録すべき文化財のうち、無形文化財、工芸技術、鍛金の職人さんで、保持者の長澤利久さん。昭和43年の生まれ、51歳になられます。荒川三丁目にお住まいですが、おじい様の金次郎さん、それからお父様の武久さん、お2人とも区の指定登録、文化財の保持者でございます。父、祖父の下で修業を積みまして、技術を修得して現在

に至っております。長澤さんは地金を打って茶器類、菓子皿などいろいろな作品をつくるのですけれども、特に急須の技術が高く、今は急須を中心につくられています。30年以上鍛金に携わり、修得した伝統的な技術が優れている。また、技術の系譜も明らかであり、区にとって貴重である。この後、指定文化財、もう1人鍛金の職人さんがいらっしゃるのですが、長澤さんの場合は京都の技術を継いでいるところが特徴でございます。それと現在、お弟子さんを1人、匠育成事業で育てています。

次の資料。指定すべき文化財、有形文化財、古文書、本行寺文書でございます。西日暮里三丁目の駅を降りてすぐ上のところ、大きな山門があるお寺さんですけれども、月見寺ですとか太田道灌公の物見塚があったことで知られているお寺さんです。掛川藩太田家の菩提寺でして、本行寺に伝存した77点の古文書で、写しですが、中世文書1点を含みます。近世文書につきましては76点になります。中世文書は、羽柴秀吉の文書でございます。文書の中ですが、菩提寺として、太田家の葬送の儀礼、太田家と関連して堂宇整備に関する文書ですとか、藩主が江戸に着到したときの報告に関するものも含まれております。この資料は荒川区におけるまとまった近世文書群であり、近世大名と菩提寺との関係性や大名の葬送儀礼をうかがい知る上で、また地域の歴史を知る上で大変貴重な資料である。現在、ふるさと文化館ですべての古文書をお預かりしております。今後、保存については御住職と御相談したいと思っております。

続きまして、指定すべき無形文化財、工芸技術、鍛金、桶谷輝明さん。号は靖山でございます。昭和18年生まれで今年76歳になられます。西日暮里一丁目にお住まいで、お父様の桶谷清作さんは、元区指定無形文化財保持者ですが、清作さんの次男として家業を継いでおられます。桶谷さんが、今、おつくりになっているものの中心は、お父様の時代につくっていた花器、急須ですとか、茶筒、ぐい呑、それから特にブローチ、ペンダントなどにも着手しておられます。保持者は平田禅之丞を祖とする平田派の系譜をひき、江戸以来の伝統的な技術を保有している。また、約60年にわたり研鑽を重ね、高度な技術を保持しており、区にとって大変貴重である。先ほどの長澤さんが京都の技術に対して、桶谷さんは江戸以来の技術を継いでいる職人さんになります。

以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

小池委員 荒川区の登録文化財と指定文化財の違いは、どういうところですか。

ふるさと文化館長 登録文化財につきましては、荒川区は登録制度をとっておりまして、登録台帳というのがございます。広く貴重なものと判断したのものについては登録台帳に登載して、そのうち特に重要なものに対して指定文化財にするということをこれまでさせていた

だいております。

教育長 ちなみに、今、登録文化財と指定文化財は何点ありますか。

生涯学習課長 登録文化財が259です。そのうち区の指定が60という内訳でございます。

教育長 私が聞くのも何なのですけども、今、野尻館長が言われたように登録文化財のうち、特に優れたものというか、後世に残すべきものについて指定文化財にするとのことですが、登録文化財と指定文化財と取り扱いはどう変わるのでしょうか。

ふるさと文化館長 まず、文化財保護奨励金というのがございまして、その金額が違います。

無形文化財を例にとりますと、登録の場合は1万円、指定の場合は3万円になります。

教育長 年間ですか。

ふるさと文化館長 年間です。

有形文化財の場合は、指定文化財になりますと、修理の補助金という制度がございまして、半額を上限とした補助をしております。

小林委員 せっかくの機会なのでぜひ教えていただきたいと思いますが、先ほど長澤さんが京都の技術を継承していて、桶谷さんは江戸の技術を継承しているということですが、江戸と京都がどういうふうに違うのでしょうか。

ふるさと文化館長 技法というよりも作風といったほうがいいかもしれません。京都の長澤さんの、特におじい様の技術は、花かごですとか非常に繊細な、銀のひごのようなものをつくって、それを編み込む繊細なものをおつくりになっています。それを長澤さんも引き継いでしておりますけれども、現在は特に売れる急須をつくっていらっしやると。あと、模様つけ方なども江戸はやっぱり渋いものを好みます。例えば金の象嵌の場合は、鍛金の職人さんではなくて、彫金師に頼んで模様を入れます。

小林委員 わかりました。あと、6ページに御鬮があって、一番下のところに13番大凶とあるのですが、西洋では13はあまり縁起がよくないというイメージがあります。日本でもそうなのですか。

ふるさと文化館長 縁起が悪い数字ではないと。仏教では13というのは十三仏とか、ちょっと葬送に関係する仏さんの数になりますけれども、よく用いられるものでございます。むしろ4の方が。

小林委員 むしろ4の方が悪い。そうですか、わかりました。

あと1点、ごめんなさい。いろいろお伺いして恐縮なのですが、7ページに「羽柴秀吉書状写」とありまして、これは非常に立派だなと思うのですが、羽柴秀吉というのは書もかなり書けた方なのですか。

ふるさと文化館長 これは秀吉の祐筆が書いたもので、秀吉の直筆ではないです。秀吉の字は

平仮名まじりのとてもかわいらしいといいますが、何と言いますか、あまり達筆ではありません。それをまた写したものでして、特に紙もとても上等なものなので、写す段階でいい料紙を使って、また、軸装現存しているものでございます。

小林委員 わかりました。ありがとうございます。

高野委員 僕も一言いいですか。2番目の有形文化財の経王寺の御鬮、これは以前、論議しましたよね。

ふるさと文化館長 諮問の段階で登録するときに、御鬮の「くじ」という字を難しい字にするか簡単な字にするかということをごちらの教育委員会で議論したものです。

高野委員 そのときのものが登録になったのですね。わかりました。

ふるさと文化館長 漢字は難しい字で登録名称になっております。

教育長 では、私からもう1点。本行寺の古文書ですけれども、太田家のものが多いということなのですが、掛川藩の太田家ですか。太田道灌関係の太田さんとは関係ないのですか。

ふるさと文化館長 いえ、掛川藩も例の太田道灌の末裔と言われている家なので、今年度の企画展でもこの文書は少し出したいと思っています。近世文書ですから太田道灌がストレートに出てくるわけではないのですけれども。

教育長 でも、太田一族ではあるのですね。

ふるさと文化館長 そうですね。末裔の文書であると。

教育長 ありがとうございます。はかによろしいでしょうか。それでは、質疑を終了いたします。

議案第5号について、異議等ございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 それでは、異議ないものと認めます。議案第5号「平成30年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定」については原案のとおり決定とさせていただきます。ありがとうございます。

続いて、報告事項に移ります。初めに、報告事項ア「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」を議題といたします。

それでは、浦田生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 伝統工芸技術継承者育成支援事業の補助延長につきまして、御報告申し上げます。

ポイントでございます。現在、終了年限の3年を迎えた方が2名、既に延長1年目を迎えて2年目の延長を希望している方が1名、計3名いらっしゃいます。その3名の補助延長について、文化財保護審議会の意見を聴取した結果、妥当であるとの回答を得たので報告

するものでございます。

内容でございます。1は割愛させていただきます。2、希望者でございます。継承者は阿部紗弓さんです。関岡木版画のところでございます。延長理由につきましては、さらに高度な技術を修得する必要があるため、1度目の補助の延長を希望してございます。

畠山さんのところでの継承者が石井明貴野さんです。こちらさらなる技術の修得の必要があるため、1度目の延長を希望しておりました。

最後に、川嶋さんの木版画のところでの継承者として小川信人さんです。この方が既に1年目の延長をしております。こちらにつきましても応用力等を身に付けるため、2度目の延長を希望しているところでございます。

説明の内容は以上でございますが、参考に裏面の3のその他支援事業の状況でございます。1番から17番までございますが、今、現役の方々は1番から6番の方々です。7番から17番につきましてはOBといいますが、既に終了した方々のリストでございます。

最後に4、ステップ2、継承者の育成支援事業の2のところをおさらいしておきますと、4点でございます。研修手当としての日額5,000円の補助、保持者への補助としては1万2,000円、継承者につきましては家賃補助、月額3万円を限度として支給しております。さらにはOBとなりましても引き続き区内に居住する者に限りまして、最長2年間の月額3万円の支給補助があるというところをおさらいさせていただいて、この案件についての御報告を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

小林委員 継承者の方で、修了された方だと思っておりますが、リストがあるかと思うのですが、現在どういうふうにされているか、活躍の状況などをお願いいたします。

ふるさと文化館長 まず、社員として採用されている人が数名いらっしゃいます。それから、親方がお父様という場合がありますので、後継ぎとして修了した方もいらっしゃいます。それと、残念ながら他県に家族の都合でお引越された方もいますけれども、それは親方から下請の仕事をお願いしながら、特に木版画の彫師などは家でもできますので、下請けの仕事をお願いしているという状況でございます。そのような形で、何らかの形では仕事を続けております。特に16番の銘苅由佳さんにつきましては、寄席文字の橘流の語をもらいまして、橘さつきの名前で今、仕事をしています。ふるさと文化館の伝統工芸ギャラリーのところにめぐりというのがあるのですが、それを全部橘さつきさんが書いてくださっています。有料でちゃんと謝礼を払っております。

教育長 ほかに御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。修了生の方たちには引き続き頑張っていたかとともに、補助延長になった方たちも順調に伸びているわけです。

よね。ぜひ一人前に早くなっていていただいて、荒川区の、若しくは日本の伝統文化を継承していただく原動力になっていただきたいと思います。

それでは、この件については以上とさせていただきます。

続きまして、「荒川ふるさと文化館における『天皇陛下の在位30年記念式典日』の観覧無料化について」を議題といたします。

生涯学習課長 「天皇陛下の在位30年記念式典日」を観覧無料とすることで御報告を申し上げます。

期日は平成31年、本年の2月24日、日曜日でございます。先般、1月31日付で文化庁から都道府県の教育委員会に対し、東京都の教育委員会になりますが、この日にちに博物館の無料公開をするよう協力をお願いしますとの通知を受けての御報告でございます。

内容の2に同様に記載してございますが、これを受けて区では、荒川ふるさと文化館におきましても同様に観覧料を無料とさせていただきたく存じます。参考までに条例及び規則については記載のとおりとなっております。公示につきましては、2月21日号の区報に掲載させていただきます。ホームページではこの報告の後、すぐに掲載させていただきます。よろしく存じます。

雑駁ですが説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、この件についても御了承をいただきました。

最後に、「平成31年度の大型連休に伴う、図書館、荒川ふるさと文化館開館日について」を議題といたします。成瀬地域図書館課長、お願いします。

地域図書館課長 平成31年度の大型連休に伴います、図書館、荒川ふるさと文化館開館日について御報告するものでございます。

まず 開館日ですが、4月27日から5月6日はゴールデンウィークで10連休となっておりますけれども、この間、ゆいの森、地域図書館、文化館は開館することといたします。また、その間の地域図書館、文化館の振替休館日についてですが、5月7日火曜日と5月8日水曜日の2日間を休館日といたします。これは通常地域図書館、ふるさと文化館は月曜日が休日に当たるときは、直後の休日でない日を休館日としておりますけれども、連休中は月曜開館が2回あるため、両日を振替休館日として設定するものです。館内整理日の変更についてですが、通常、5月9日は南千住図書館、尾久図書館及びふるさと文化館の館内整理日に当たりまして休館となりますが、3連休になってしまいますのでこの日を通常開館とし、代替として5月23日を館内整理日といたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

坂田委員 今回は大型連休ですけれども、去年までも連休は何らか対応していたのですか。

地域図書館課長 昨年度も、今年度もゴールデンウィーク中はすべて開館いたしておりました。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、この件については以上とさせていただきます。

次に、その他の報告事項ですけれども、2月から4月までの教育委員会関係行事につきましては配付資料のとおりでございます。これに関しまして御質問等ございますでしょうか。また、後ほど御覧になっていただきまして、御不明の点、若しくは御参加いただける行事等ございましたら、事務局まで御連絡いただければと思っております。

そのほか、事務局から連絡事項等がありますでしょうか。

教育総務課長 次回の教育委員会定例会につきましては、2月22日を予定しております。

その協議会終了後に中学校の校長先生との懇談会がございますので、予定をしていただければと思っております。場所につきましては、定例会につきましてはここ、特別会議室。それが終わりましたら隣の304、305で準備をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

教育長 そのほかありますか。

生涯学習課長 大分前にお知らせを申し上げました来月、3月の子ども俳句相撲大会について、今、鋭意準備を進めているところでございます。審査委員の小池先生、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 それでは、以上をもちまして教育委員会第3回定例会を閉会とさせていただきます。

了